



住宅用火災警報器の設置状況調査にご協力をお願いいたします。

平成 21 年 6 月から火災予防条例により、既設の住宅を含むすべての住宅に住宅用火災警報器が義務化されました。住宅用火災警報器は、就寝中に発生した火災を警報音や音声で知らせるために設置するものであり、寝室や2階に寝室がある場合の階段上部等に設置が必要です。まだ設置されていないご家庭では、設置いただきますようお願いいたします。また、すでに設置されているご家庭については、定期的に作動確認をしたり、電池切れ等の維持管理に努めましょう！

この度、稲敷広域消防本部では、消防庁の示す設置状況調査に基づき、皆様の住む地域から無作為抽出法により、消防職員が訪問して設置状況や維持管理状況の調査をさせていただくこととなりました。訪問にあたりまして、必ず消防職員であることを消防手帳によりご提示いたします。また、あくまでも玄関先での聞き取り調査であり、住宅用火災警報器の販売等はいたしませんのでご協力いただきますようお願いいたします。

1 訪問調査実施期間・時間

平成 30 年 3 月から平成 30 年 5 月までの 8 時 30 分から 17 時 00 分まで

2 訪問対象地域

龍ヶ崎市、牛久市、稲敷市、阿見町、利根町、河内町、美浦村の 7 市町村

3 訪問する職員

調査対象を管轄とする稲敷広域消防本部の消防署、分署、出張所の職員（必ず消防職員であることを証明する「消防手帳」を提示いたします。）

